

議第 10 号議案

市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の
嵩上げ措置の継続を求める意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 29 年 9 月 20 日

提出者	桐生市議会議員	人	見	武	男
賛成者	桐生市議会議員	岡	部	純	朗
	同	小	滝	芳	江
	同	周	東	照	二
	同	関	口	直	久
	同	飯	島	英	規
	同	伏	木	康	雄

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の
嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は人々の生活を支え、地方の自立・活性化・生活維持に最も基本的な社会基盤であり、特に市町村道は、地域住民に密接な施設であるとともに、安全・安心の確保のため、必要不可欠な社会基盤でもある。しかし、群馬県内の市町村道の改良率は全国的にも低い状況にあり、依然として地域生活の維持には道路整備が必要不可欠である。

また、平成 26 年 7 月道路法施行規則の改正により、橋梁やトンネルなどの点検が義務付けられ、今後は新たに老朽化対策費の増大が見込まれており、計画的な事業進捗を図るためには十分な予算確保が必要となっている。

つきましては、財政状況が厳しい市町村の道路事業を着実に進捗させるため、平成 30 年度の予算編成にあたり、次の事項を講じるよう強く要望する。

一、市町村道路整備事業が計画的に進捗できるよう、必要な交付金予算の事業費総額を持続的に確保すること。

一、長期安定的に道路整備が進められるよう、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率等の嵩上げ措置を平成 30 年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 日

桐生市議会議長 森 山 享 大

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣 あ て